

別紙

○ 農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2567 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後   | 現 行  |
|---|--|
| <p>第 1～第 3 （略）</p>  | <p>第 1～第 3 （略）</p>   |
| <p>第 4 交付申請</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。<br/>ただし、市町村長が交付の申請をする対象の事業は、<u>実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① のエの漁港区域に係るもの及び実施要綱第 2 の 1 の (2) の ② のうち実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① のエの漁港区域に係るものに関連して</u>実施するものとする。</p> <p>3 （略）</p> | <p>第 4 交付申請</p> <p>1 （略）</p> <p>2 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長からの前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。<br/>ただし、市町村長が交付の申請をする対象の事業は、<u>実施要綱第 2 の 1 の (2) の ① のエの漁港区域に係るもの及び実施要綱第 2 の 1 の (2) の ② に基づいて</u>実施するものとする。</p> <p>3 （略）</p> |
| <p>第 5～第 8 （略）</p>  | <p>第 5～第 8 （略）</p>   |
| <p>第 9 交付申請の変更</p> <p>1 都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第 2 号）を地方農政局長等に提出し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。<br/>(1) 計画ごとに配分された交付金額を変更しようとするとき（交付金額の増額を伴う変更を<u>含む。</u>）。<br/>(2)・(3) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>  | <p>第 9 交付申請の変更</p> <p>1 都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第 2 号）を地方農政局長等に提出し、農林水産大臣の承認を受けなければならない。<br/>(1) 計画ごとに配分された交付金額を変更しようとするとき（交付金額の増額を伴う変更を<u>含む</u>）。<br/>(2)・(3) （略）</p> <p>2・3 （略）</p>                    |
| <p>第 10・第 11 （略）</p>  | <p>第 10・第 11 （略）</p>   |
| <p>第 12 事業遅延の届出</p> <p>1 都道府県知事及び市町村長は、規則第 3 条第 2 号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由<u>及び</u>交付対象事業の遂行状況を記載した遅延届出書（別記様式第 3 号）を地方農政局長等に提出しなければならない。</p>  | <p>第 12 事業遅延の届出</p> <p>1 都道府県知事及び市町村長は、規則第 3 条第 2 号の規定により農林水産大臣の指示を求める場合には、交付対象事業が予定の期間内に完了しない理由<u>又は</u>交付対象事業の遂行状況を記載した遅延届出書（別記様式第 3 号）を地方農政局長等に提出しなければならない。</p>   |

| 改 正 後   | 現 行  |
|---|--|
| 2・3 (略)   | 2・3 (略)  |
| 第13・第14 (略)   | 第13・第14 (略)  |
| 第15 実績報告  | 第15 実績報告   |
| 1 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事又は市町村長は、交付対象事業が完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から <u>1月</u> を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。 | 1 規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、都道府県知事又は市町村長は、交付対象事業が完了したとき（第9第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から <u>1箇月</u> を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。 |
| 2 (略)   | 2 (略)  |
| 3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に <u>実績の報告</u> をするものとする。   | 3 地方農政局長等は、都道府県知事又は市町村長から前2項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に <u>実績報告の報告</u> をするものとする。  |
| 4・5 (略)   | 4・5 (略)  |
| 第16 (略)   | 第16 (略)  |
| 第17 交付金の額の再確定   | 第17 交付金の額の再確定  |
| 1 都道府県知事及び市町村長は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、農山漁村地域整備交付金に関し、違約金、返還金、保険料その他の <u>交付金</u> に代わる収入があったこと等により農山漁村地域整備交付金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。                 | 1 都道府県知事及び市町村長は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、農山漁村地域整備交付金に関し、違約金、返還金、保険料その他の <u>補助金</u> に代わる収入があったこと等により農山漁村地域整備交付金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。                  |
| <u>2 第15第3項の規定は、前項の場合に準用する。</u>   | (新設)   |
| <u>3・4</u> (略)  | <u>2・3</u> (略)   |
| 第18～第20 (略)   | 第18～第20 (略)  |
| 第21 財産の処分の制限  | 第21 財産の処分の制限   |
| 1・2 (略)   | 1・2 (略)  |

| 改正後  | 現行  |
|--|---|
| <p>3 都道府県知事及び市町村長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ<u>地方農政局長（北海道並びに漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設、漁業集落環境整備施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する海岸保全施設及び海岸環境整備事業で整備する各施設のうち漁港に係るものにあつては、農林水産大臣）</u>の承認を受けなければならない。</p>   | <p>3 都道府県知事及び市町村長は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ<u>地方農政局長等（ただし、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設、漁業集落環境整備施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する海岸保全施設及び海岸環境整備事業で整備する各施設のうち漁港に係るものにあつては、農林水産大臣。）</u>の承認を受けなければならない。</p>  |
| <p>4 （略）</p>   | <p>4 （略）</p>  |
| <p>第22 残存物件の処理<br/>都道府県知事及び市町村長は、<u>交付対象事業</u>が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を農林水産大臣に報告しその指示を受けなければならない。</p>   | <p>第22 残存物件の処理<br/>都道府県知事及び市町村長は、<u>補助事業等</u>が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を農林水産大臣に報告しその指示を受けなければならない。</p>   |
| <p>第23・第24 （略）</p>   | <p>第23・第24 （略）</p>  |
| <p>第25 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件<br/>1 都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8、第9、第11から第13、第15、第17、第18、第20、第22から第24までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。<br/>(1) （略）<br/>(2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに一件の取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県又は市町村の承認を受けず、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。<br/>ただし、間接交付対象事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県又は市町村による<u>間接交付金</u>の交付の決定をもって都道府県又は市町村の承認を受けたものとする。こと。<br/>ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に<u>交付率</u>を乗じた金額を納付すること</p> | <p>第25 間接交付対象事業の交付の際付すべき条件<br/>1 都道府県及び市町村は間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8、第9、第11から第13、第15、第17、第18、第20、第22から第24までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。<br/>(1) （略）<br/>(2) 間接交付対象事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに一件の取得価格50万円以上のものについて、<u>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、都道府県又は市町村の承認を受けず、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。</u><br/>ただし、間接交付対象事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により都道府県又は市町村による<u>間接補助金</u>の交付の決定をもって都道府県又は市町村の承認を受けたものとする。こと。<br/>ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に<u>補助率</u>を乗じた金額を納付すること</p> |

| 改 正 後   | 現 行   |
|---|---|
| <p>イ 本来の<u>交付目的</u>の遂行に影響を及ぼさないこと<br/>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県及び市町村は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ<u>地方農政局長（北海道並びに漁港漁場整備法第3条に規定する漁港施設、漁業集落環境整備施設、海岸法第2条に規定する海岸保全施設及び海岸環境整備事業で整備する各施設のうち漁港に係るものにあつては、農林水産大臣。以下この項において同じ。）</u>の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に<u>地方農政局長</u>の承認を受けたものとする。</p> <p>5 都道府県及び市町村は、第1項第3号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の<u>国庫交付金相当額</u>を国に納付しなければならない。</p> <p>6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の<u>国庫交付金相当額</u>の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。</p> <p>7 都道府県及び市町村は、間接交付対象事業に関して、間接交付対象事業者から農山漁村地域整備交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の<u>国庫交付金相当額</u>を国に返還しなければならない。</p> | <p>イ 本来の<u>補助目的</u>の遂行に影響を及ぼさないこと<br/>(3)・(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県及び市町村は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ<u>農林水産大臣</u>の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあつては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に<u>地方農政局長等</u>の承認を受けたものとする。</p> <p>5 都道府県及び市町村は、第1項第3号により間接交付対象事業者から納付を受けた額の<u>国庫補助金相当額</u>を国に納付しなければならない。</p> <p>6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の<u>国庫補助金相当額</u>の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。</p> <p>7 都道府県及び市町村は、間接交付対象事業に関して、間接交付対象事業者から農山漁村地域整備交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の<u>国庫補助金相当額</u>を国に返還しなければならない。</p> |

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

| 改正後                      |   |   |    | 現行                       |   |   |    |
|--------------------------|---|---|----|--------------------------|---|---|----|
| (別表)                     |   |   |    | (別表)                     |   |   |    |
| 交付対象事業                   |   | 国費率   | 摘要 | 交付対象事業                   |   | 国費率   | 摘要 |
| 事業名                      | 区分  |   |    | 事業名                      | 区分  |   |    |
| (略)                      | (略)   | (略)   |    | (略)                      | (略)   | (略)   |    |
| 実施要領別紙1-1の第2の3.実施計画策定事業  | (略)   | (略)   |    | 実施要領別紙1-1の第2の3.実施計画策定事業  | (略)   | (略)   |    |
|                          | 経営体育成促進換地等調整  | 50%<br>ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60% |    |                          | 経営体育成促進換地等調整  | 50%<br>ただし、 <u>沖縄県において行うものにあつては、80%</u> 、離島、特別豪雪地帯、振興山村の地域、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域において行うものにあつては、55%、奄美群島において行うものにあつては、60% |    |
| (略)                      | (略)   | (略)   |    | (略)                      | (略)   | (略)   |    |
| 実施要綱第2の1の(2)の①のイの(イ)治山事業 | 予防治山事業、 <u>緊急防災減災対策総合治山事業</u> 、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業 | (略)   |    | 実施要綱第2の1の(2)の①のイの(イ)治山事業 | 予防治山事業、 <u>地域防災対策総合治山事業</u> 、機能強化・老朽化対策事業、森林土木効率化等技術開発事業、林地荒廃防止事業、 <u>山地防災力強化総合対策事業</u> | (略)   |    |
|                          | (略)   | (略)   |    |                          | (略)   | (略)   |    |

| 改 正 後                                  |                   |                                 |  | 現 行                                    |                   |   |  |
|--|-------------------|---------------------------------|--|--|-------------------|---|--|
| (略)                                    | (略)               | (略)                             |  | (略)                                    | (略)               | (略)   |  |
| 実施要綱第2の1の(2)の①のオの(ア)の盛土による災害防止のための調査事業 | 盛土による災害防止のための調査事業 | 1/3 <u>(ただし、令和6年度までに限り、1/2)</u> |  | 実施要綱第2の1の(2)の①のオの(ア)の盛土による災害防止のための調査事業 | 盛土による災害防止のための調査事業 | 1/3   |  |
| 実施要綱第2の1の(2)の①のオの(イ)の盛土緊急対策事業          | 安全性把握調査           | 1/2 以内<br>(削る。)                 |  | 実施要綱第2の1の(2)の①のオの(イ)の盛土緊急対策事業          | 安全性把握調査           | <u>1</u> 1/2 以内<br><u>2</u> <u>令和3年度及び令和4年度に限り、以下の全ての要件を満たすものにあつては、1の規定にかかわらず、2/3</u><br><u>(1) 盛土の一部崩落、地盤の亀裂、湧水等、外形的な変状が生じていて、被害を及ぼすおそれがあると認められるもの</u><br><u>(2) 盛土造成行為者等に対して、行政指導又は法律（法律の委任に基づく命令、規則及び条例を含む。）に基づき命令等の措置がなされているもの。ただし、盛土造成行為者等を確知できないときは、この限りでない。</u><br><u>(3) 盛土が崩落等することにより、公共の利害に密接な関連を有し、次のいずれかに被害を及ぼすと認められるもの</u><br><u>ア 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道又はその他公共施設のうち重要なもの</u><br><u>イ 官公署、学校、病院等の公共建築物又は鉱工業施設のち重要なもの</u><br><u>ウ 人家10戸以上</u><br><u>エ 農地10ヘクタール以上（農地10ヘクタール以上の被害に相当すると認められるものを含む。）</u> |  |



| 改 正 後   | 現 行   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">都道府県知事（又は市町村長） 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定通知のあった標記事業について、下記の理由により予定の期間内に完了しない〔遂行が困難となった〕ため、農山漁村地域整備交付金交付要綱第 12 により報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2（略）</p> <p>(注) 1.（略）<br/>2. <u>交付対象事業</u>の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して継続したい場合のみ記載すること。</p> <p>別記様式第 4 号・別記様式第 5 号（略）</p> <p>別記様式第 6 号（第 15 第 1 項関係）</p> <p style="text-align: center;">年度農山漁村地域整備交付金実績報告書(内地・離島・奄美)</p> <p style="text-align: right;">番 号<br/>年 月 日</p> <p>農 林 水 産 大 臣 殿<br/>(地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由）)</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事（又は市町村長） 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので農山漁村地域整備交付金交付要綱第 15 第 1 項により報告する。<br/>(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1（略）<br/>2 収支精算及び<u>国庫交付金精算書</u>（別紙 4 のとおり）<br/>3～5（略）</p> | <p style="text-align: center;">都道府県知事（又は市町村長） 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号をもって交付金交付決定通知のあった標記事業について、下記の理由により予定の期間内に完了しない〔遂行が困難となった〕ため、農山漁村地域整備交付金交付要綱第 12 により報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2（略）</p> <p>(注) 1.（略）<br/>2. <u>補助事業</u>の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して継続したい場合のみ記載すること。</p> <p>別記様式第 4 号・別記様式第 5 号（略）</p> <p>別記様式第 6 号（第 15 第 1 項関係）</p> <p style="text-align: center;">年度農山漁村地域整備交付金実績報告書(内地・離島・奄美)</p> <p style="text-align: right;">番 号<br/>年 月 日</p> <p>農 林 水 産 大 臣 殿<br/>(地方農政局長 経由（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由）)</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事（又は市町村長） 氏 名</p> <p>年 月 日付け第 号で交付金交付決定の通知があったこのことについて、下記のとおり事業を実施したので農山漁村地域整備交付金交付要綱第 15 第 1 項により報告する。<br/>(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1（略）<br/>2 収支精算及び<u>国庫補助金精算書</u>（別紙 4 のとおり）<br/>3～5（略）</p> |

改正後

現行

別紙4

収支精算及び国庫交付金精算書

| 区分                  | 事業費 | 交付額 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | 概算払受領額 | 差引交付額<br>未受領額<br>(返還)額 | 備考 |
|---------------------|-----|-----|-------|------|-----|--------|------------------------|----|
| 農山漁村<br>地域整備<br>交付金 | 円   | 円   |       |      |     |        |                        |    |

(注) 1 (略)

(注) 2 間接交付対象事業者へ支出を完了した年月日は、別紙6 地区別検査調書を参照

別紙5 (略)

別紙6

1 地区別検査調書

| 地区名 | 事業実施<br>主体名 | 実績報告書<br>受理年月日 | 検査年月日<br>(確認年月日) | 間接交付対象事業者へ<br>支出を完了した年月日 | 検査員氏名<br>(確認者氏名) | 備考 |
|-----|-------------|----------------|------------------|--------------------------|------------------|----|
|     |             |                |                  |                          |                  |    |
|     |             |                |                  |                          |                  |    |
|     |             |                |                  |                          |                  |    |

2 残材料調書 (略)

別紙4

収支精算及び国庫補助金精算書

| 区分                  | 事業費 | 交付額 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | 概算払受領額 | 差引交付額<br>未受領額<br>(返還)額 | 備考 |
|---------------------|-----|-----|-------|------|-----|--------|------------------------|----|
| 農山漁村<br>地域整備<br>交付金 | 円   | 円   |       |      |     |        |                        |    |

(注) 1 (略)

(注) 2 間接補助事業者へ支出を完了した年月日は、別紙6 地区別検査調書を参照

別紙5 (略)

別紙6

1 地区別検査調書

| 地区名 | 事業実施<br>主体名 | 実績報告書<br>受理年月日 | 検査年月日<br>(確認年月日) | 間接補助事業者へ<br>支出を完了した年月日 | 検査員氏名<br>(確認者氏名) | 備考 |
|-----|-------------|----------------|------------------|------------------------|------------------|----|
|     |             |                |                  |                        |                  |    |
|     |             |                |                  |                        |                  |    |
|     |             |                |                  |                        |                  |    |

2 残材料調書 (略)

改正後

別紙7 財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産、要綱第16の財産）

| 事業名 | 地区名 | 事業実施主体 | 名称 | 形状寸法 | 数量 | 単価 | 取得金額 | 検収又は取得年月日 | 処分制限期間 |         | 処分の状況 |        |        |   | 備考 |
|-----|-----|--------|----|------|----|----|------|-----------|--------|---------|-------|--------|--------|---|----|
|     |     |        |    |      |    |    |      |           | 耐用年数   | 処分制限年月日 | 処分の種別 | 処分の年月日 | 交付金返還額 |   |    |
|     |     |        |    |      |    |    |      |           |        |         |       |        |        | 円 |    |
|     |     |        |    |      |    |    |      |           |        |         |       |        |        |   |    |

(注) 1～3 (略)

別記様式第7号 (略)

別記様式第8号 (第15第4項関係)

年度消費税仕入控除税額報告書(内地・離島・奄美)

番号  
年月日

農林水産大臣殿  
(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏名

年月日付け第号により交付金交付決定通知があった農山漁村地域整備交付金について農山漁村地域整備交付金交付要綱第15第4項により、下記のとおり報告する。

記

1～3 (略)

現行

別紙7 財産管理台帳（令第13条第1号から3号までの財産、要綱第16の財産）

| 事業名 | 地区名 | 事業実施主体 | 名称 | 形状寸法 | 数量 | 単価 | 取得金額 | 検収又は取得年月日 | 処分制限期間 |         | 処分の状況 |        |        |   | 備考 |
|-----|-----|--------|----|------|----|----|------|-----------|--------|---------|-------|--------|--------|---|----|
|     |     |        |    |      |    |    |      |           | 耐用年数   | 処分制限年月日 | 処分の種別 | 処分の年月日 | 補助金返還額 |   |    |
|     |     |        |    |      |    |    |      |           |        |         |       |        |        | 円 |    |
|     |     |        |    |      |    |    |      |           |        |         |       |        |        |   |    |

(注) 1～3 (略)

別記様式第7号 (略)

別記様式第8号 (第15第4項関係)

年度消費税仕入控除税額報告書(内地・離島・奄美)

番号  
年月日

農林水産大臣殿  
(地方農政局長 経由 (北海道にあっては国土交通省北海道開発局長 経由))

都道府県知事 (又は市町村長) 氏名

年月日付け第号により交付金交付決定通知があった農山漁村地域整備交付金について農山漁村地域整備交付金交付要綱第15第4項により、下記のとおり報告する。

記

1～3 (略)

| 改 正 後   | 現 行   |
|---|---|
| <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>4 交付金返還相当額（3-2）</p> <p>（注）記載内容の確認のため、都道府県又は市町村別、事業主体別に以下の資料を添付すること。<br/>         なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税確定申告書の写し（<u>税務署受付済のもの</u>）</li> <li>・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し</li> <li>・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）</li> <li>・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>   | <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>4 交付金返還相当額（3-2）</p> <p>（注）記載内容の確認のため、都道府県又は市町村別、事業主体別に以下の資料を添付すること。<br/>         なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税確定申告書の写し（<u>税務署の收受印等のあるもの</u>）</li> <li>・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し</li> <li>・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）</li> <li>・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料</li> <li>・その他参考となる資料</li> </ul>   |
| <p>5 （略）</p>  | <p>5 （略）</p>  |
| <p>6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載</p> <p>（注）記載内容の確認のため、都道府県又は市町村別、事業主体別に以下の資料を添付すること。<br/>         なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免税事業者の場合は、<u>交付対象事業</u>実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（<u>税務署受付済のもの</u>）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料</li> <li>・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料</li> <li>・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、<u>交付対象事業</u>実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（<u>税務署受付済のもの</u>）</li> <li>・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料</li> </ul> | <p>6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載</p> <p>（注）記載内容の確認のため、都道府県又は市町村別、事業主体別に以下の資料を添付すること。<br/>         なお、事業主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・免税事業者の場合は、<u>補助事業</u>実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（<u>税務署の收受印等のあるもの</u>）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料</li> <li>・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料</li> <li>・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、<u>補助事業</u>実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（<u>税務署の收受印等のあるもの</u>）</li> <li>・事業主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料</li> </ul> |

改 正 後

別記様式第 9 号 (第 24 関係)

〇〇年度  
農林水産省所管

〇〇 交 付 金 ※ 1 調 書

| 国            |            |     | 地 方 公 共 団 体 名 |    |    |     |    |                |    |                |            | 備 考 |                |  |
|--------------|------------|-----|---------------|----|----|-----|----|----------------|----|----------------|------------|-----|----------------|--|
| 交付金事<br>業名※1 | 交付決<br>定の額 | 交付率 | 歳 入           |    |    | 歳 出 |    |                |    |                |            |     |                |  |
|              |            |     | 科目            | 予算 | 収入 | 科目  | 予算 | うち国庫交付<br>金相当額 | 支出 | うち国庫交<br>付金相当額 | 翌年度<br>繰越額 |     | うち国庫交<br>付金相当額 |  |
|              | 円          |     |               | 円  | 円  |     | 円  | 円              | 円  | 円              | 円          | 円   | 円              |  |
| 〇〇事業         |            |     |               |    |    |     |    |                |    |                |            |     |                |  |
| 〇〇費          |            |     |               |    |    |     |    |                |    |                |            |     |                |  |
| 〇〇費          |            |     |               |    |    |     |    |                |    |                |            |     |                |  |
| その他          |            |     |               |    |    |     |    |                |    |                |            |     |                |  |

記載要領

- 「交付金事業名※1」欄には、交付金事業等の名称のほか、当該交付金事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、**交付条件**等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- ～4 (略)
- 交付金事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等に係る**交付金**等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ**国庫交付金額**を内書( )すること。

別記様式第 10 号 (第 25 関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[**間接交付対象事業者**] 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

現 行

別記様式第 9 号 (第 24 関係)

〇〇年度  
農林水産省所管

〇〇 交 付 金 ※ 1 調 書

| 国            |            |     | 地 方 公 共 団 体 名 |    |    |     |    |                |    |                |            | 備 考 |                |  |
|--------------|------------|-----|---------------|----|----|-----|----|----------------|----|----------------|------------|-----|----------------|--|
| 交付金事<br>業名※1 | 交付決<br>定の額 | 補助率 | 歳 入           |    |    | 歳 出 |    |                |    |                |            |     |                |  |
|              |            |     | 科目            | 予算 | 収入 | 科目  | 予算 | うち国庫補<br>助金相当額 | 支出 | うち国庫補<br>助金相当額 | 翌年度<br>繰越額 |     | うち国庫補<br>助金相当額 |  |
|              | 円          |     |               | 円  | 円  |     | 円  | 円              | 円  | 円              | 円          | 円   | 円              |  |
| 〇〇事業         |            |     |               |    |    |     |    |                |    |                |            |     |                |  |
| 〇〇費          |            |     |               |    |    |     |    |                |    |                |            |     |                |  |
| 〇〇費          |            |     |               |    |    |     |    |                |    |                |            |     |                |  |
| その他          |            |     |               |    |    |     |    |                |    |                |            |     |                |  |

記載要領

- 「交付金事業名※1」欄には、交付金事業等の名称のほか、当該交付金事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、**補助条件**等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- ～4 (略)
- 交付金事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越(歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。)が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等に係る**補助金**等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ**国庫補助金額**を内書( )すること。

別記様式第 10 号 (第 25 関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[**間接補助事業者**] 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者氏名

| 改 正 後   | 現 行   |
|---|---|
| <p>当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。</p> <p>また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(注1)～(注3)</p> <p>(注4) <u>間接交付対象事業者</u>に対する申立ての場合であって、<u>交付対象事業者</u>である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること<u>を</u>求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。</p> | <p>当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。</p> <p>また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。</p> <p>(注1)～(注3)</p> <p>(注4) <u>間接補助事業者</u>に対する申立ての場合であって、<u>補助事業者</u>である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。</p> |